

審議会傍聴に当たっての遵守事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下についてご協力願います。

- ・当日は手洗い等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指消毒にご利用ください。
- ・以下に該当する場合には、傍聴をお控えいただくようお願いします。
○感染者と濃厚接触をした方 ○発熱等の風邪症状が見られる方

- 1 傍聴席は指定していますので、みだりに自席を離れないでください。
 - 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - 3 携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
 - 4 写真撮影やビデオカメラ、ICレコーダー等の使用はご遠慮ください。
(あらかじめ申し込まれた場合は、写真撮影などをすることができます。)
 - 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
 - 6 審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
 - 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕及び拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
 - 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン及び腕章等は会場内で着用しないでください。
 - 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
 - 10 その他、長崎地方最低賃金審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いします。
- * これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退出を命じることがあります。